

7月開催

相談
無料

事前
予約制

県内企業の皆様

労務管理の専門家（社会保険労務士） による個別相談会を開催しています！

働き方改革を進めると企業に
どんなメリット
があるの？

就業規則の整備、
36協定の締結、
届出を行いたい！

働き方改革を進め
るうえで活用でき
る助成金について
知りたい！

従業員が安心
して働き続け
られる環境を
作りたい！

助成金の申請
マニュアル、
様式を見たが
よく分からない。



地区

日程

時間

場所

福岡

7月14日（木）

13:00～17:00

宇美町商工会
（糟屋郡宇美町宇美5丁目2-14）

北九州

7月 6日（水）

13:00～17:00

水巻町商工会
（遠賀郡水巻町頃末北1丁目9-7）

筑後

7月28日（木）

13:00～17:00

大川市役所
（大川市酒見256-1）

筑豊

7月20日（水）

13:00～17:00

宮若商工会議所
（宮若市宮田3673-3）

対象

県内企業・事業所

申込方法

- ①WEBで申込→福岡県庁HPにアクセスし、案内に従ってお申込みください。
- ②電話で申込→下記問い合わせ先にご連絡ください。



【お問合せ】 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

TEL : 092-643-3587 FAX : 092-643-3588

◆雇用調整助成金の特例措置が延長されました！

・令和4年9月まで特例が延長されています

(緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置についても同様です)

〈雇用調整助成金〉

※ () の助成率は解雇等を行わない場合

		令和4年 3～6月	令和4年 7～9月
中小企業	原則的な特例措置	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	地域特例 業況特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3 (3/4) 9,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	地域特例 業況特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

※詳しくは で検索



◆就業規則等の見直しをお手伝いします！

例えば、育児・介護休業法の改正に伴う

就業規則の見直しはお済みですか？

・令和4年10月1日に2段階目として以下の2点が施行されます。

①産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

- ・原則、休業の2週間前までに申出
- ・子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
- ・初めにまとめて申し出ることによって分割して2回取得可能
- ・労使協定を締結している場合は、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能

②育児休業の分割取得

- ・取得の際にそれぞれ申し出ることによって、分割して2回取得可能
- ・特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業について、育休開始日を柔軟化、特別な事情がある場合に限り再取得可能

※詳しくは で検索

